

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 4)

〔 租税特別措置法第70条の7の12(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の13(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区 分		申告(更正・決定)額	請求額
		円	円
①	医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額		
②	医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額		
③	医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額(①+②-③)(赤字の場合は0)		
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000
⑥	医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額	,000	,000
⑦	基礎控除額	,000,000	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥-⑦)	,000	,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額
	/	円 ,000	円
	/	,000	
	/	,000	
	/	,000	
	/	,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額(⑫の合計額)	00

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

区 分		申告(更正・決定)額	請求額
		円	円
①	医療法人持分相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥))		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
④	(②+③-医療法人持分相続人等の暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	医療法人持分相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
⑥	(①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0)		
⑦	(④-⑥)の金額(赤字の場合は0)		
⑧	特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等		
イ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ロ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
ハ	(医療法人名) _____ に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の①)(100円未満切捨て)	00	00
⑨	医療法人持分納税猶予税額等(⑦の金額(100円未満切捨て)又は⑧の金額の合計額)	00	00
⑩	イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額(⑨の金額)	00
	ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき 医療法人持分税額控除額(⑨の金額) (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき 医療法人持分税額控除額(注)	00

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。